

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三二号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第二十一号を、令和八年一月二
十七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第
一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権
を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一
を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六五、四六二人